国際漁業管理機関・

略　語	名　称	設立または発効	水　域
CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会	南極の海洋生物資源の保存に関する条約に基づく 1982 年	概ね南緯 60 度を中心とした水域
CCBSP	Convention on the Conservation and Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea 中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約	1995 年	ベーリング海における沿岸国から 200 海里以遠の公海水域
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna みなみまぐろ保存委員会	みなみまぐろの保存のための条約に基づく 1994 年	特定の対象水域なし
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）	1975 年	全ての陸上および水域
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations 国際連合食糧農業機関	1945 年	全ての水域
GFCM	General Fisheries Commission for the Mediterranean 地中海漁業一般委員会	地中海漁業一般委員会協定（FAO 憲章第 14 条に基づく国際条約）に基づく 1952 年	地中海、黒海および接続水域
IATTC	Inter-American Tropical Tuna Commission 全米熱帯まぐろ類委員会	全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関する米国とコスタリカとの間の条約に基づく 1950 年	東部太平洋
ICCAT	The International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas 大西洋まぐろ類保存国際委員会	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に基づく 1969 年	大西洋全水域
IOTC	Indian Ocean Tuna Commission インド洋まぐろ類委員会	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく 1996 年	インド洋およびその隣接海域（南極収束線の南側を除く）
ISC	International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean 北太平洋まぐろ類国際科学委員会	日米合意に基づき、1995 年に暫定委員会として設立、2004 年末に改名	北太平洋（赤道以北）
IWC	International Whaling Commission 国際捕鯨委員会	国際捕鯨取締条約に基づき設立、1956 年議定書により修正 1948 年	締約政府の管轄下にある母船、鯨体処理場および捕鯨船ならびにこれらの母船、鯨体処理場および捕鯨船によって捕鯨が行われる全ての水域
NAFO	Northwest Atlantic Fisheries Organization 北西大西洋漁業機関	北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約に基づく 1979 年	概ね北緯 35 度以北、西経 42 度以西の北西大西洋（ただし、規制水域は沿岸国の 200 海里水域の外側の水域）
NAMMCO	North Atlantic Marine Mammal Commission 北大西洋海産哺乳動物委員会	北大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取極に基づく 1992 年	北大西洋

Copyright (C) 2019　水産庁　水産研究・教育機構　All Rights Reserved

資源評価機関の概要　－１－

魚　種	保存・管理措置	加　盟　国　等	所　在　地
メロ（マゼランアイナメ・ライギョダマシ）、オキアミなどの南極海洋生態系に属する海洋生物資源	採捕可能量、禁止漁期、禁止漁区、保護種の設定、IUU 漁業対策（正規船リスト、IUU 船リスト、寄港国措置など）、メロ漁獲証明制度など	日本、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、中国、ノルウェー、EU、他 25 か国・地域	ホバート（豪州）
スケトウダラ、その他の海洋生物資源	漁獲可能水準の設定、国別割当量の設定など	日本、中国、韓国、ロシア、米国、ポーランド 6 か国	
ミナミマグロ	総漁獲可能量（TAC）および国別漁獲割当量の設定、正規船リスト、漁獲証明制度、寄港国検査など	日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、南アフリカ（注）台湾が「漁業主体」として、EU が「地域的な経済統合のための機関」として、みなみまぐろ保存委員会拡大委員会のメンバーとして参加。　8 か国・地域	キャンベラ（豪州）
絶滅のおそれのある野生動植物種約 3 万 6 千種（海産種では、鯨類、さめ類、海亀などが取り込まれている）	附属書Ⅰ：商業目的のための取引を禁止、学術目的の取引は可能（輸出国および輸入国の発給する許可証が必要） 附属書Ⅱ・Ⅲ：商業目的の取引も可能（輸出国の発行する許可証が必要）	日本、米国、英国、豪州、他 183 か国・地域	ジュネーブ（スイス）
全ての水産資源	加盟国に対する政策提言や、情報の収集、分析及び提供など	日本、米国、中国、韓国、EU、他 197 か国・地域	ローマ（イタリア）
全ての水産資源	資源の開発利用の問題の海洋学的、生物学的、技術的側面の方向づけ、調査の調整促進、など	日本、アルバニア、トルコ、EU、他 24 か国・地域	ローマ（イタリア：FAO 本部）
まぐろ類、かじき類など	メバチ国別はえ縄漁獲上限、まき網努力量規制（全面禁漁＋沖合特定区における禁漁）、太平洋クロマグロ漁獲上限など	日本、米国、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、エクアドル、メキシコ、ペルー、コロンビア、EU、他 21 か国・地域	ラホヤ（カリフォルニア・米国）
まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）	総漁獲可能量（TAC）および国別漁獲割当量の設定、クロマグロ小型魚の原則漁獲禁止、禁漁期・禁漁区、漁獲能力規制、正規船・定置網・畜養場リスト、クロマグロ漁獲証明制度、メバチ統計証明制度、メカジキ統計証明制度など	日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EU、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、台湾、他 （注）ボリビア、台湾、スリナム、ガイアナは協力的非加盟国 51 か国・地域	マドリード（スペイン）
まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）	漁獲能力の制限、正規船リスト、大型漁船に対する転載プログラム、メバチ統計証明制度など	日本、インド、パキスタン、タイ、マレーシア、インドネシア、他 （注）バングラデシュ、リベリア、セネガルは協力的非加盟国 31 か国・地域	ビクトリア（セーシェル）
まぐろ類、かじき類など	（北太平洋に生息するまぐろ類およびまぐろ類類似種の保存と合理的利用のための科学的調査および協力の拡充）	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国、IATTC、FAO、PICES、SPC、WCPFC はオブザーバー 7 か国・地域	
大型鯨類資源	鯨類の資源状態の検討、捕獲枠の設定など	日本、米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、豪州、他 89 か国	ケンブリッジ（英国）
全ての漁業資源（さけ、まぐろ類、かじき類、鯨類および大陸棚の定着性の種族を除く）	総漁獲可能量（TAC）および国別漁獲割当量の設定、網目規制、体長規制、取締の実施など	日本、カナダ、EU、ノルウェー、アイスランド、韓国、米国、ロシア、他 12 か国・地域	ダートマス（カナダ）
海産哺乳類	科学調査、管理方式の開発など	ノルウェー、アイスランド、グリーンランド、フェロー諸島 4 か国・地域	トロムセ（ノルウェー）

Copyright (C) 2019　水産庁　水産研究・教育機構　All Rights Reserved

国際漁業管理機関・資源評価機関の概要　－ 2 －

略　語	名　称	設立または発効	水　域
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission 北太平洋溯河性魚類委員会	北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約に基づく 1993 年	北緯 33 度以北の北太平洋および接続する諸海のうち、各国沿岸から 200 海里以遠の水域
NPALBW †	North Pacific Albacore Workshop 北太平洋ビンナガ研究集会	NMFS ホノルル研究所長と遠洋水産研究所長との間の交換書簡に基づき始まり、2004 年末に ISC に合併 1974 年	北太平洋
NPFC	North Pacific Fisheries Commission 北太平洋漁業委員会	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく 2015 年	おおむね北緯 20 度以北の北太平洋の公海（ベーリング海の公海および一国の排他的経済水域によって囲まれた他の公海水域を除く）
PICES	North Pacific Marine Science Organization 北太平洋海洋科学機関	北太平洋の海洋科学に関する機関のための条約に基づく 1992 年	北緯 30 度以北の北太平洋およびそれに接する海域
SCTB †	The Standing Committee on Tuna and Billfish まぐろ・かじき常設委員会	SPC のマグロカジキ評価計画（TBAP）の諮問機関として始まり、2004 年より WCPFC の科学委員会に吸収合併 1988 年	中西部太平洋
SEAFO	South East Atlantic Fisheries Organization 南東大西洋漁業機関	南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく 2003 年	南東大西洋
SIOFA	Southern Indian Ocean Fisheries Agreement 南インド洋漁業協定	南インド洋漁業協定に基づく 2012 年	南インド洋
SPC	The Pacific Community 太平洋共同体事務局	太平洋委員会設立協定に基づく 1947 年	北緯 20 度以南の南太平洋
WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission 中西部太平洋まぐろ類委員会	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づく 2004 年	中西部太平洋
	日中漁業共同委員会	日中漁業協定に基づく 2000 年	日本および中国の排他的経済水域
	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づく 1999 年	日本および韓国の排他的経済水域
	日ロ漁業委員会	日ソ地先沖合漁業協定に基づく 1984 年	日本およびロシアの北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域
	日ロ漁業合同委員会	日ソ漁業協力協定に基づく 1985 年	北西太平洋

† : 吸収・合併された組織

魚　種	保存・管理措置	加　盟　国　等	所　在　地
溯河性魚類（シロザケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、マスノスケ、サクラマス、スチール・ヘッド）	条約水域での溯河性魚類を対象とする漁獲を禁止、加盟国以外の国による漁獲を抑止するなど	日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 5 か国	バンクーバー（カナダ）
ビンナガ	北太平洋ビンナガの漁業データのレビュー、調査研究のレビュー、資源評価を行う非公式な研究集会であったが、2004 年末に ISC のビンナガワーキンググループ（WG）となる	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国 7 か国・地域	
サンマ、さば類、クサカリツボダイ、キンメダイなど（ただし、カツオ、まぐろなどの高度回遊性魚種、定着性種族などを除く）	漁獲可能量、漁獲努力量などの保存管理措置を採択・実施	日本、ロシア、カナダ、中国、台湾、韓国、米国、バヌアツ 8 か国・地域	東京
魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥	関係海域および当該海域の生物資源に関する科学上の知識を増大するための海洋科学研究を促進しおよび調整すること	日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国 6 か国	シドニー（カナダ）
まぐろ類、かじき類など	漁獲統計、調査研究、資源評価に関する科学的議論を行う	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他	ヌメア（ニューカレドニア）
メロ、キンメダイ、オレンジラフィー、かになどの条約適用水域におけるすべての漁業資源（ただし、カツオ、まぐろなどの高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く）	総漁獲可能量（TAC）の設定、正規許可船リスト、寄港国措置など	日本、アンゴラ、EU、ナミビア、ノルウェー、南アフリカ、韓国 7 か国・地域	スワコプムント（ナミビア）
メロ、キンメダイ、オレンジラフィーなどの協定適用水域におけるすべての漁業資源（ただし、カツオ、まぐろなどの高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く）	対象水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するために必要な管理措置を作成、漁獲活動の監視、規制および監督に関する規則および手続を作成するなど	日本、韓国、豪州、クック諸島、フランス（海外領土）、モーリシャス、セーシェル、タイ、EU 9 か国・地域	レユニオン（フランス）
まぐろ類、かじき類など	科学、技術、経済、社会分野の研究の提供・促進など	米国、フィジー、ポリネシア、他 （注）2005 年に英国が脱退 26 か国・地域	ヌメア（ニューカレドニア）
まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）	メバチ国別はえ縄漁獲上限、まき網（熱帯水域）の FAD 操業規制および隻数凍結（島嶼国メンバーは除外）、太平洋クロマグロ国別漁獲上限設定など	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、EU、太平洋島嶼国、他 26 か国・地域	ポンペイ（ミクロネシア）
すべての水産資源	漁獲割当など操業条件の勧告・決定		
すべての水産資源	漁獲割当など操業条件の勧告・決定		
全ての生物資源	特定魚種に対する資源評価、漁獲割当など操業条件の決定		
全溯河性魚類を含む全ての生物資源	溯河性魚類の魚種別漁獲量ほかを決定		

Copyright (C) 2019　水産庁　水産研究・教育機構　All Rights Reserved

平成 30 年度国際漁業資源の現況

Copyright (C) 2019　水産庁　水産研究・教育機構　All Rights Reserved